

薬生食輸発0602第1号  
令和3年6月2日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産イカのクロラムフェニコール及びメキシコ産アボカドのピフェントリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年5月27日付け薬生食輸発0527第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産イカのクロラムフェニコール及びメキシコ産アボカドのピフェントリンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知及び対応方よろしく願います。